

関係各位

輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱いについて

平成24年度関税改正に伴い、本年7月より実施される「区分1（簡易審査扱い）とされた輸出入申告に係る通関関係書類の提出省略」につきまして、下記のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

これは、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の一環として実施するものであり、電子化・ペーパーレス化を促進することにより、更なる貿易の円滑化を図り、輸出入者及び通関業者の皆様方の事務負担の軽減やコスト削減に繋げたいと考えておりますので、ご理解をいただくようお願いいたします。

記

1 区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類の取扱い

本年7月1日以降に輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）を利用して行われた輸出入申告のうち、区分1とされた申告に係る通関関係書類については、下記2に掲げる申告を除き、その税関への提出を省略することとします。

なお、通関関係書類の提出を要しない申告にもかかわらず、誤って税関へ提出された場合は、当該通関関係書類は返却しますので、輸出入者において適切に保存するようお願いいたします。ただし、誤って税関へ提出されたことだけをもって、非違として取扱うことはありません。また、通関関係書類の提出すべきところを提出しなかった場合も、そのことだけをもって非違として取扱うことはありませんが、正しく提出するようお願いいたします。

2 区分1とされた輸出入申告のうち、通関関係書類の提出を必要とするもの

(1) 輸出申告

- イ 関税法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を要する貨物で、税関に許可書等特定の書類の提出を必要とされている輸出申告
- ロ 他法令において非該当又は特例扱い等とされている貨物で、非該当又は特例扱い等であることを税関に証明するために特定の書類の提出を必要とされている輸出申告

なお、輸出許可通知書等に通関関係書類の提出の要否を表示させるため、「他法令コード」及び「輸出承認証等識別コード」の入力が必要となります。その際他法令コード等の入力方法については、別添「提出要否判断のためのNACCSコード一覧表」を参照願います。

例：文化財保護法に基づく重要文化財等に該当しないことの「古美術品輸出鑑査証明」

輸出令に基づく輸出承認を要しないワシントン条約附属書Ⅲ該当貨物に係る「CITES」

ただし、該非判定書（パラメータシート）は、法令・通達等で特に提出を求めている書

類ではないため、当該書類が添付される輸出申告に係る通関関係書類は提出する必要はありません。

ハ 関税率法の規定により関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸出申告の際に特定の書類の提出を必要とされている貨物に係る輸出申告

ニ 内国消費税等（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税等を受ける貨物に係る輸出申告

ホ その他税関長が特に必要と認める輸出申告

輸出許可後、税関が適正通関を確認するため、通関関係書類が必要と判断した場合は、別途、税関から輸出者又は通関業者へ個別に連絡します。

(2) 輸入申告

イ 法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を要する貨物で、税関に許可書等特定の書類の提出を必要とされている輸入申告

ロ 他法令において非該当又は特例扱い等であることを税関に証明するために特定の書類の提出を必要とされている輸入申告

なお、輸入許可通知書等に通関関係書類の提出の要否を表示させるため、「他法令コード」及び「輸入承認証等識別コード」の入力が必要となります。その際の他法令コード等の入力方法については、別添「提出要否判断のためのNACCSコード一覧表」を参照願います。

例：毒劇法に基づく社内見本・試験研究用の「薬監証明」

薬事法非該当であることの「薬監証明」

高圧ガス保安法に基づくエアソール製品等の適用除外品に係る「試験成績書」

外為法に基づく「石綿非含有の証明書」

ハ 関税率法又は関税暫定措置法その他関税に関する法令の規定による関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸入申告の際に特定の書類の提出を必要とされている輸入申告

ニ EPA税率又は特惠税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を要する輸入申告

ホ 協定税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書の提出を要する輸入申告

ヘ 内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合には、その免除を受けるため必要とされる免税承認申請書、証明書又は未納税引取承認申請書の提出を要する輸入申告

ト 定率法第9条の2及び暫定法第8条の6に規定する関税割当制度を適用する輸入申告

チ 会計検査院用として提出が必要な輸入申告

・有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円以上のもの

・関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し又は免除するもの

リ その他税関長が特に必要と認める輸入申告

輸入許可後、税関が適正通関を確認するため、通関関係書類が必要と判断した場合は、別途、税関から輸入者又は通関業者へ個別に連絡します。

3 提出の時期及び提出先

前記2（「その他税関長が特に必要と認める輸出入申告」を除く。）に掲げる税関への提出を要する通関関係書類については、従来どおり、輸出許可後又は輸入申告後3日以内に、申告官署の通関部門又は通関業者等が希望する官署の通関総括担当部門に提出して下さい。また、「その他税

関長が特に必要と認める輸出入申告」については、税関から提出の求めがあったときに提出することになります。

なお、提出された通関関係書類のうち、原本確認が必要な書類、通関数量等の裏落しを必要とする書類等があれば、従来どおり、申告官署の通関部門において適宜必要な処理を行った上で、提出者へ返却しますが、その他の書類については提出することになります。

4 通関関係書類の提出の要否が表示されるようになるまでの間の取扱い

前記2により通関関係書類の提出を要する申告について、輸出入許可通知書等に通関関係書類の提出の要否が表示（表示例：提出を要する申告は審査区分欄の数字「1」の後に、「#」を表示（「1#」））されるようにNACCSのプログラム改変を予定しています。

このプログラム改変作業が終了する本年10月末までの間、通関関係書類の提出の要否が容易に判別できるように「輸出申告簡易審査一覧表」及び「輸入申告簡易審査一覧表」を、各申告官署の実情により、通関窓口に配備又は通関業者へ配布することとしています。通関業者は、当該一覧表により通関関係書類を選別の上、税関へ提出するようお願いいたします。

なお、詳細については、各申告官署の通関総括担当部門へお尋ね下さい。

5 区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類の弾力的な取扱いの申出

輸出入許可通知書等に通関関係書類の提出の要否を表示するプログラム改変の作業が終了する本年10月末までの間は、上記4の取扱いに加え、本年6月中に申告官署に申出ることにより、これまでと同様に、区分1とされた全ての輸出入申告に係る通関関係書類を税関に提出する取扱いを認めることとします。

この取扱いを希望される通関業者は、通関業者の営業所ごとに、別紙様式「区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類の弾力的な取扱い申出書」2通（税関用、交付用）を申告官署の通関総括担当部門に提出して下さい。当該通関総括担当部門は当該申出書（交付用）に受付印を押印の上、申出者に交付します。

6 証明書類交付の取扱い

通関関係書類の提出を要しないこととなった輸出入申告について、関税法第102条の規定に基づく原本照合等の証明を要する場合は、証明書類交付申請の際に、当該輸出入申告に係る通関関係書類を提示した上で税関による証明交付を受けることとなります。

なお、証明のため税関に提示された通関関係書類については、手続が終了次第、申請者へ返却します。

7 7月1日前後の申告等に係る取扱い

通関関係書類の提出を要しないこととなった輸出入申告に係る7月1日前後の取扱いは、次のとおり取扱うこととします。

(1) 輸入予備申告

7月1日より前に輸入予備申告を行った場合であって、本申告が7月1日以降になる場合は、当該本申告に係る通関関係書類の提出を不要とします。

(2) 搬入前輸出申告

7月1日より前に搬入前輸出申告を行った場合であって、貨物の保税地域等への搬入が7月

1日以降となり輸出の許可が同日以降となる場合は、当該搬入前輸出申告に係る通関関係書類の提出を要するものとします。

(3) 蔵入（IS）承認を受けた貨物に係る蔵出輸入（ISW）申告

7月1日より前にIS承認を受けた貨物で、7月1日以降にISW申告を行う場合は、通関関係書類の提出を不要とします。

ただし、IS承認申請時に原本確認を要する書類を提出したIS承認貨物に係る区分1となったISW申告（例：他法令該当貨物に係るISW申告等）については、当該ISW申告に必要な通関関係書類の提出を要するものとします。

移入（IM）承認、総保入（IA）承認、展示等の承認を受けた貨物に係る輸入申告についても、同様の取扱いとします。

8 蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請及び展示等申告の取扱い

NACCSを利用して行うIS承認申請、IM承認申請、IA承認申請及び展示等申告については、上記1から7までに準じた取扱いとします。

【問合せ先】

門司税関業務部通関総括第1部門

電話 050-3530-8367

※申出番号

平成 年 月 日

区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類の弾力的な取扱い申出書

税 関 長 殿

申 出 者

営業所住所

通関業者・営業所名称

営業所の責任者氏名

印

当営業所においては、区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類の提出に当たって、当該書類に係る提出要否の仕分けを行うことが容易ではないことから、平成24年7月1日から輸出入許可書等に提出要否の表示が行われる本年10月末までの間のうち、下記(2)に掲げる期間、全ての区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類を税関に提出する弾力的な取扱いを希望するので、下記のとおり申出ます。

記

(1) 営業所の利用者コード

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | |
|--|--|--|--|--|

(注) NACCS利用者コードを記載して下さい。

(2) 弾力的な取扱い希望期間

平成24年7月1日 ～ 平成24年 月 日まで

(注) 弾力的な取扱いをプログラム改変時まで希望される場合は、改変日が確定していないので、希望期間末日を10月末日と記載して下さい。

(3) 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

(注) 輸出入で担当が異なる場合は、担当を明記の上、それぞれ記載して下さい。

※ 受付印

(※ 申出書2通を各申告官署の通関総括担当部門に提出して下さい。)